

第 2 2 号議案

加東市減債基金条例の一部を改正する条例制定の件

加東市減債基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市減債基金条例の一部を改正する条例

加東市減債基金条例（平成 1 8 年加東市条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(処分)</p> <p>第 6 条 基金は、次に掲げる場合に限り処分することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	<p>(処分)</p> <p>第 6 条 基金は、次に掲げる場合に限り処分することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 市債の償還額が、他の年度に比して多額となる年度において、市債の償還の財源に充てるとき。</u></p> <p><u>(4) 市債のうち地方税の減収補てん又は財源対策のため発行を</u></p>

	許可されたものの償還の財源に充てるとき。
--	----------------------

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 2 2 号議案 要旨

加東市減債基金条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

令和 6 年度普通交付税再算定により交付された臨時財政対策債償還基金費を減債基金に積み立てることに伴い、積み立てた基金を処分できる場合について明文化するほか、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

減債基金を処分できる場合について、要件を加える。（第 6 条関係）

3 施行期日 公布の日